

仕 様 書

1 件名

文京区立根津保育園運営業務委託

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託内容

別紙1「特記仕様書」のとおり

4 支払方法

各月の検査合格後、受託者の請求書に基づき支払うものとする。

5 受託者変更の場合の業務の引継ぎ

業務の履行期間が満了したとき又は契約を取消されたときは、速やかに業務を整理するとともに、施設の原状回復を行うこと。ただし、次の受託者が同一事業者である場合は、この限りでない。

6 ディーゼル車規制

受託者は、本契約の履行に当たり自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の掲示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに掲示し又は提出すること。

7 車両接近通報装置

本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。

8 公共の場所における喫煙等の禁止

受託者は、本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成20年9月文京区条例第45号）を遵守すること。

9 障害を理由とする差別の解消

本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進

に関する対応要領（平成 28 年 3 月文京区訓令第 13 号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。

また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。

10 性別に起因する差別の解消

本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成 25 年 9 月文京区条例第 39 号）第 7 条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和 3 年 3 月 31 日付 2020 文総総第 1777 号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

11 個人情報の取扱いを含む委託契約の履行に際し認識すべき主なポイント

本契約の履行に当たり、「個人情報の取扱いを含む委託契約の履行に際し認識すべき主なポイント」を事前に確認・記入の上、契約書とともに区契約事務担当に提出すること。

12 その他

- (1) 仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上、決定する。
- (2) (1)に関するものを除く、契約履行上の打合せ事項に関しては、事業執行担当者を行うこと。

13 連絡先

契約事務担当
総務部契約管財課契約係
TEL 03(5803)1150

事業執行担当者
子ども家庭部幼児保育課保育施設支援担当 〔担当〕安原・竹内
TEL 03(5803)1857